

—— 県・市町村それぞれの役割から見た ——

鳥 獣 害 対 策 事 例 集

獣害が問題になると、地域の住民から「県や市が捕獲してほしい」などの要望が等の要望が出されます。確かに加害個体を捕獲することは、獣害対策の一つではありますが、それだけで、すべての獣害を解決することはできません。

獣害の原因の中には人間社会の側にあるものが多々あります。ですから、これを解決するには、行政や地域社会がそれぞれの役割を果たして連携していく必要があります。

獣害対策は近年問題化してきたため、行政側もこの問題に十分対応できる体制が確立されていません。このため行政側の役割分担でも、一体的に進めたほうが効率的な個体数管理と被害防除が別の系統の業務になっていたり、行政と住民の分担がうまくできていないことがあります。ですのでこれからは、行政の体制や行政と住民の役割分担などを整理していかなければなりません。そこで本書では現時点で考えられる行政の役割や住民の負担すべき点などを整理し、これに対応する事例を紹介します。

1 それぞれが担う役割

県、県出先機関、市町村と、それぞれ空間スケールの異なる行政担当者が担うべき獣害対策の役割には以下のようなものがあります。

● 被害状況の把握分析

県本庁担当 集落代表者への広域な被害調査、市町村への被害金額調査など

県出先機関、県普及 市町村と連携した地域全体、集落ごとの被害状況把握

市町村担当 集落や学区など、管内のエリア毎の被害状況把握

● 人材育成

県本庁担当 県域の人材育成プログラム考案・運営

県出先機関、県普及 集落リーダー等の支援や指導

市町村担当 集落リーダーへの啓発や地域人材の育成

● モデル創設・モデル育成

県本庁担当 モデル育成の事業化等

県出先機関、県普及 市町村担当者とのモデル集落育成の実践。地域での支援活動の牽引

市町村担当 モデル集落対象等の抽出、地域の情報収集。地域リーダーへのモデル育成の重要性等の啓発

● 市町連携促進 市町支援

県本庁担当 被害防止計画策定支援、市町村担当者への研修

県出先機関、県普及 市町村担当者への技術的支援や指導。連携体制や信頼の構築

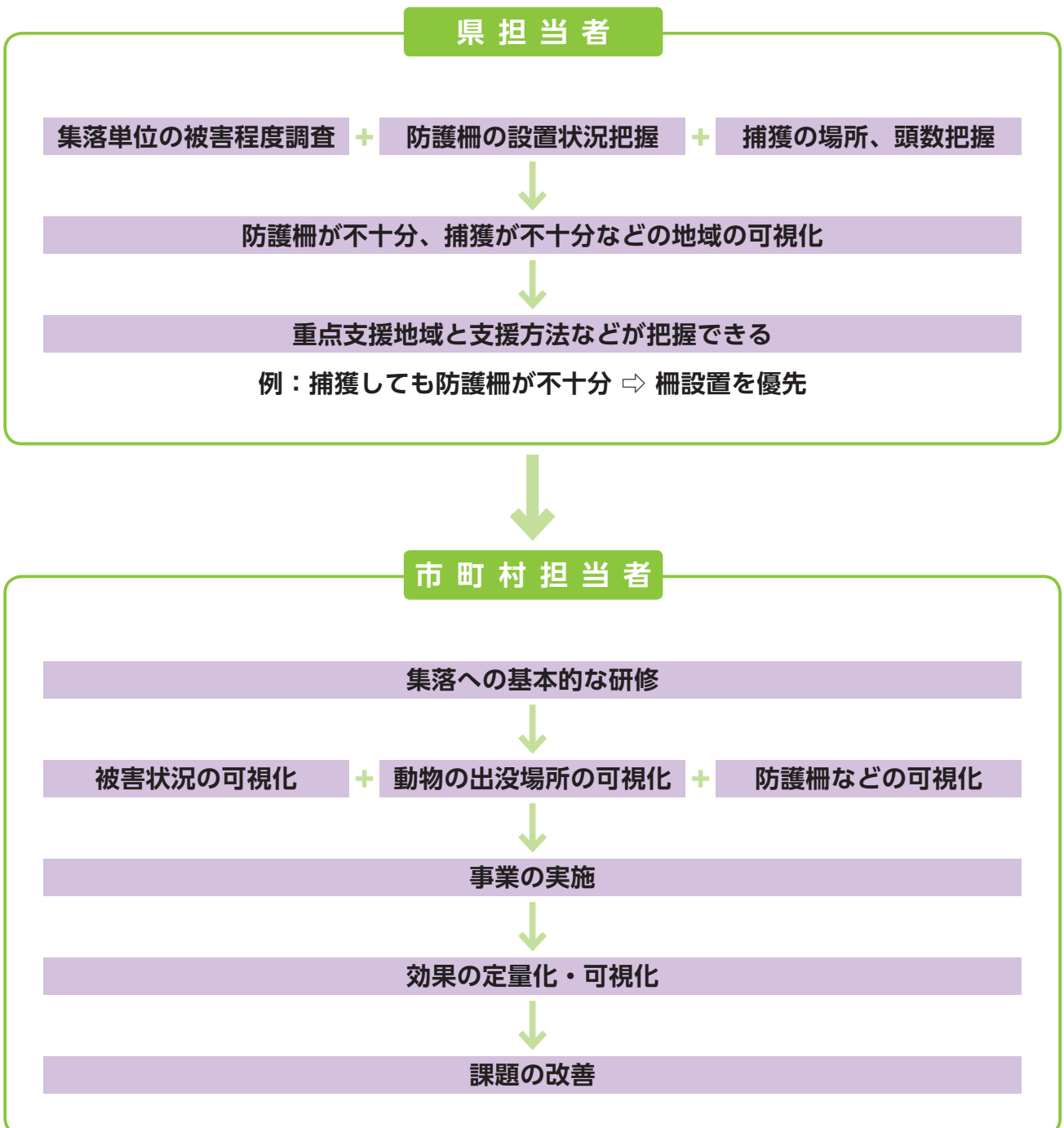
市町村担当 県、県地域機関との情報共有や連携体制構築

● 現場支援

- 県本庁担当** 現場支援活動の業務としての位置づけ等の明確化、関係機関の役割分担整理
- 県出先機関、県普及** 市町村担当者との現場支援活動の連携、市町村担当者の指導。現場対応業務の牽引
- 市町村担当** 現場の情報収集、地域リーダーとの関係構築や対策の普及啓発

2 県、市町村へとつながる鳥獣被害対策の流れ

県レベル、市町村レベルの行政担当者がそれぞれに行う鳥獣害対策を、一つの流れとして見てみると以下のようになります。



3 事例紹介

事例1

県本庁担当

県出先機関

県普及

人材育成

市町村連携促進、市町支援

埼玉県における アライグマ対策の総合的な体制づくり

● アライグマ防除実施計画の策定

埼玉県では外来生物法に基づき、2007年（平成19年）から「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、「アライグマ捕獲従事者養成研修会」を県内各地で開催するなど市町村が主体となって行う計画的な捕獲を支援することとし、この研修を受講すれば、狩猟免許を持っていない者も、アライグマの捕獲従事者として市町村に登録することによりアライグマを捕獲できるようになった。



農業被害だけでなく、環境被害、生活被害が問題化している



県が主催するアライグマ捕獲従事者養成研修会の様子

● 被害予防対策と計画的捕獲の組み合わせ

捕獲が認められたからといって、すぐにアライグマの被害が防げるわけではない。そもそもアライグマが増える原因を分析し、被害を予防するとともに、計画的かつ効率のよい捕獲方法を組み合わせることで個体数を減らし、最後はアライグマの被害を根絶していく必要がある。

そこで上記の「アライグマ捕獲従事者養成研修会」では、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーであり、アライグマ対策の第一人者である古谷益朗氏（埼玉県農業技術研究センター）を講師に、アライグマの総合的被害対策について受講者に学んでもらっている。

古谷氏の講義で強調するのは、鳥獣の被害対策は「食（エサ）・住（すみか）・体（捕獲）」の組み合わせで行うべきということである。

● アライグマ専用捕獲器

埼玉県では現場支援の一つとして、より効率よく捕獲できるアライグマ専用捕獲器を開発している。

従来の中型獣用の箱わなは、ハクビシンやタヌキ、アナグマ、テン、ネコなどが先に捕獲されてしまう錯誤捕獲が多かった。このため埼玉県農業技術研究センターではアライグマの行動特性を分析し、前肢を手のように使って狭い隙間の奥のほうにあるエサを取ろうとする特異的な行動に着目。長さ約30cmの筒の底にエサを入れ、アライグマが筒の中に前肢を入れるとわなが作動する「筒型トリガー」をつくることで、ほかの動物では作動しない仕組みが作られた。

また、筒型トリガーを使うことでアライグマは二足起立するため、箱わなの奥行きを短くしても扉が閉まる。また、奥行きが短いほどアライグマも侵入しやすく、コンパクトな形状でかつ捕獲効率の高い箱わなとなっている。現在、錯誤捕獲が問題になっている市町村に向けて箱わなの導入を推進することで、より効率的なアライグマの捕獲を目指している。



新型の捕獲わな



筒型トリガーに前肢を入れエサを獲ろうとするアライグマ

● 出口 (処理方法) の整備

捕獲したアライグマは、外来生物法において、学術研究など特別な目的で許可を得た場合を除いて飼育・保管・運搬はできない。このため、捕獲後できるだけ速やかに殺処分し、焼却、埋設など適切に処理する必要がある。

捕獲個体の処理方法が定まっていないと、アライグマの捕獲は進まない。そこで埼玉県では、それぞれの市町村が処理方法を整備し、役場で捕獲した個体を引き取り、速やかにゴミ処理施設内の処理場で炭酸ガスにより安楽死させる、あるいは獣医師により麻酔薬を投与するなどした上で焼却・埋設するなど地域の条件に応じた適切な方法をとっている。これにより処理方法に悩むことなく、捕獲従事者は捕獲を進められる。



ゴミ処理施設内に整備されたアライグマ処理施設。箱わなごと装置に入れ、炭酸ガスを充填する



捕獲従事者が市町村に提出する捕獲記録



捕獲従事者により捕獲され、役場に持ち込まれたアライグマ

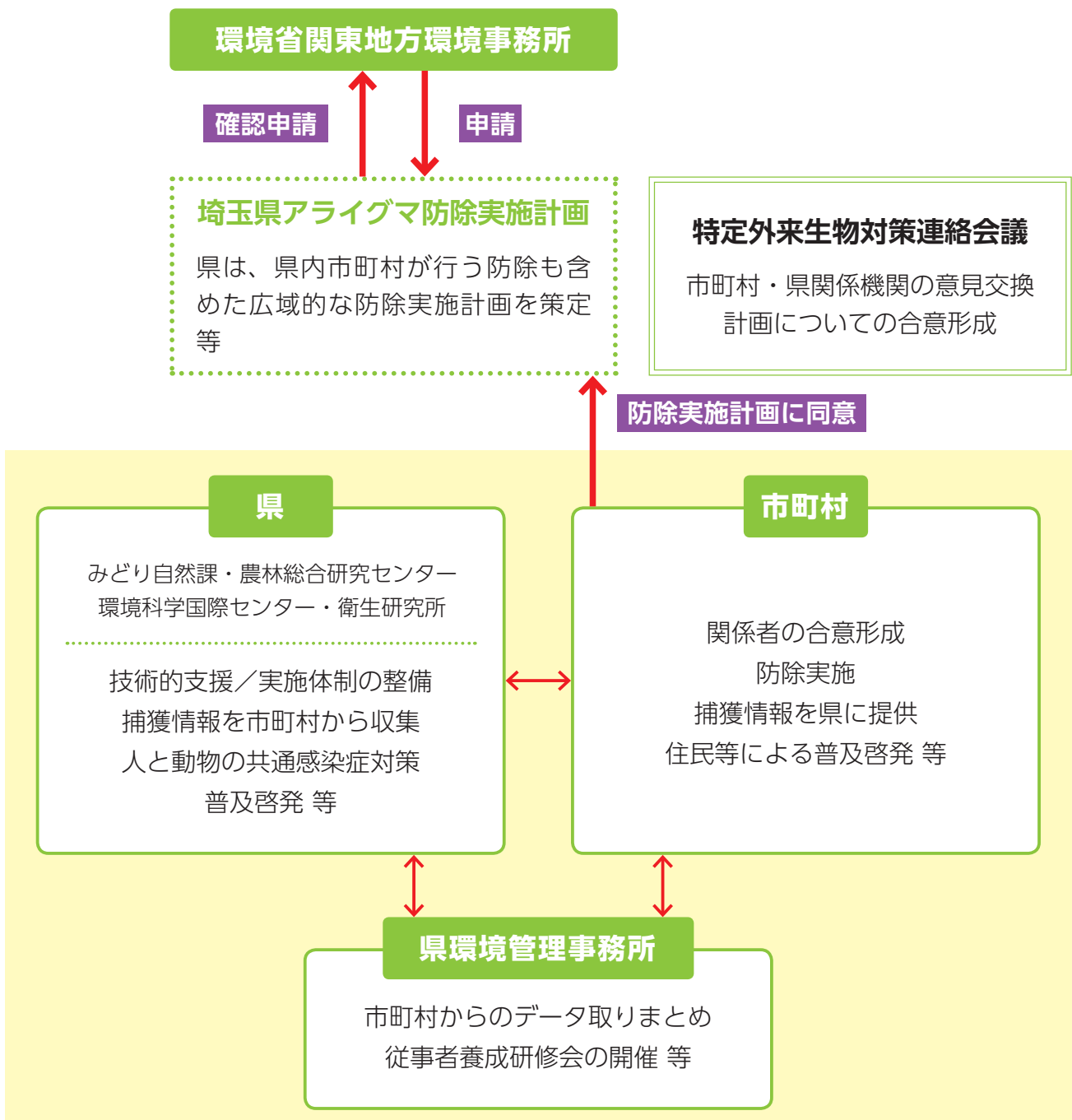
● 情報を収集・分析・共有する体制整備

被害対策を進める上でもうひとつ重要なことは、生息状況や被害、捕獲状況などの情報を収集・分析し、共有する体制整備である。

県ではアライグマの捕獲頭数が多く被害が大きい地域を「重点対策地域」、被害や目撃情報のある地域を「生息確認地域」、被害や捕獲実績のない地域を「生息確認地域」と色分けし、被害の防止と拡大を防ぐ上での目安としている。たとえ生息未確認地域であっても、隣接する地域が重点対策地域や生息確認地域になっていた場合、侵入、定着する恐れが十分にあり、監視を強化する必要がある。

そのため、捕獲されて市町村に持ち込まれた個体については、必ず捕獲日時や場所を性別、体長等の個体データとともに記録し、市町村が県環境管理事務所に毎月報告が行われている。これらのデータを元に県は防除実施計画を検証して必要に応じ変更することで、現場の状況に応じた的確な防除が進められるようにしている。

アライグマ防除体制図



● 埼玉県におけるアライグマ対策の体制

鳥獣害対策においては、正しい知識と情報を共有することが何より大事である。一般に言われる動物の生態や行動、被害対策の中には根拠のあやふやな情報も多く、それらを信じているがために対策が進まない状況も多いという話もある。その点、埼玉県ではアライグマの生態から被害予防、捕獲の方法まで県の農林総合研究センターが実践的な調査・研究を行い、環境部みどり自然課が開催するアライグマ捕獲従事者養成研修等を通じて、正確な情報を実際に捕獲する従事者にまで伝える体制が整備されている。

また、被害対策は捕獲だけでは進まないことも周知徹底し、被害防止柵を設置するなど、農業者自身が農地を守る意識改革を行い、実行することが必要であると呼びかけていることも大きな特徴である。実際に被害防止策を設置するにあたっては、地域のJAも資材の調達や設置作業に協力するなど官民一体となった体制ができています。

● 参考文献

古谷益朗（2016）『ハクビシン・アライグマ』農山漁村文化協会。

江口祐輔監修（2013）『最新の動物行動学に基づいた動物による農作物被害の総合対策』誠文堂新光社。

江口祐輔（2016）『本当に正しい鳥獣害対策Q&A：被害の原因は「間違った知識」にあった!』誠文堂新光社。

写真・図版協力：古谷益朗

事例2

県本庁担当

県出先機関

県普及

市町村担当

被害状況の把握分析

人材育成

モデル創設

市町支援

現場支援

地域主体の鳥獣被害対策 —三重県伊賀市阿波地区—

● 獣害に強い集落を目指して

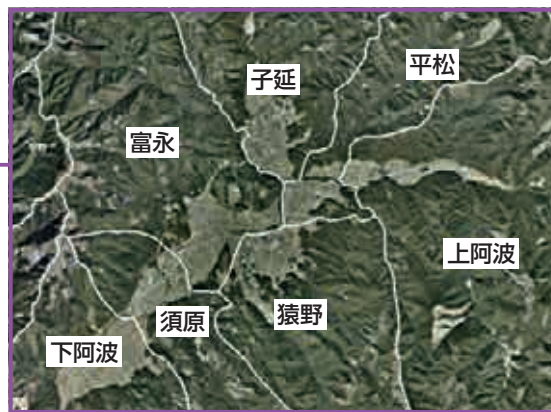
2009年（平成21年）、三重県が県内の複数の地区に対して獣害に強い集落を作るための働きかけを行った中に伊賀市阿波地区の名前があった。阿波地区はサルとシカ、どちらの被害も県内で最も深刻な地域のひとつであり、切実に獣害に強くなることを住民から求められている地域だったためである。

阿波地区には、2004年から住民自治協議会が設置されていた。自治協議会とは、概ね小学校区を単位とした、地域住民自らが設置する組織で、住民が自由に参し、地域の身近な課題を話し合い、解決をしていくための協議をする場である。

この自治協議会の事務局と伊賀市が中心になり、まず阿波地区全体を対象とした広域の鳥獣被害対策研修会が企画された。これが好評で、その後集落単位のより具体的な研修会の開催が各集落から求められた。そこで阿波地区の自治協議会では、集落単位の研修会を開催し、集落内の被害箇所、被害対策の実態、餌場となっている場所の確認などの集落点検を行い、現状把握と改善点を探った。この結果、それまでの個人が侵入防止柵等を設置する獣害対策では、効果が低い柵を選んでいたり、設置後の管理が不十分で、十分な効果が得られていないことが分かった。

このような研修会では、集落点検で判明した改善点の他に防除のための正しい知識を学ぶこともできた。

具体的には、収穫残渣、放任果樹、生ゴミ、収穫後のイネのひこばえなど、集落にあふれる農作物被害にならないエサによる『無意識の餌付け』をやめ、集落を野生鳥獣の餌場としての価値を下げることやサルを集落の外まで正しく追い払うこと、効果的な侵入防止柵を設置することなどを学んだ。



三重県伊賀市

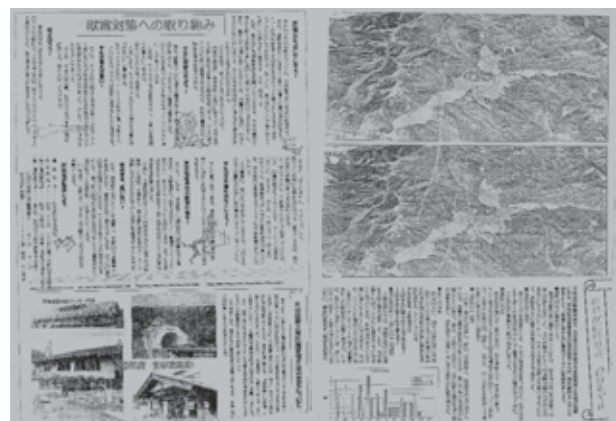
総面積：558.23km²

人口：92,646人

(2018年2月現在)



阿波地域獣害対策研修会



阿波自治協議会が発行する『阿波自治協だより』での周知活動

● 下阿波地区の取り組み

研修会で正しい知識を学ぶ前、下阿波地区では4段張りの電気柵が設置されていたが、使った支柱が細すぎたり、柵線を適切な高さ・間隔で設置をしていないという問題があった。

そこで、市や三重県農業研究所から講師を招き「獣害勉強会」を開催し、「獣害対策5箇条」を学んだ。

さらに、区長を中心に日中も地区内に居る住民を集め「下阿波獣害対策委員会」を結成する。区民や老人クラブを対象に再度の勉強会を開催し「獣害対策5箇条」と「下阿波追払い手順」の徹底を呼びかけた。

獣害対策5箇条（サルの場合）

- 1 餌場をなくす
 - 2 隠れ場をなくす
 - 3 正しく囲う
 - 4 組織的に追い払う
 - 5 群れ単位に頭数を管理する
- (1～4が地域の仕事)

下阿波追払い手順

- 1 「サルを見かけたら打ち上げ花火で知らせる」
- 2 「花火の音を聞いた委員や住民が音の鳴った付近へ集合する」
- 3 「複数班で、サルの進行方向へ連絡を取り合いながら山頂付近・地区境界付近まで追払う」

活動を始めてから8か月ほど経過した頃には、集落内へのサルの出没が減少するとともに、追払い回数も激減した。三重県農業研究所の調査の結果、サルは下阿波地区を避けて行動していることが分かった。

サルの出没は減少したものの、追い払いではシカの被害は減らないため、2010年（平成22年）度に集落を囲む長さ4.3kmの亀甲金網を交付金等を活用し、業者施工により設置した。これによりシカによる獣害も激減し、被害により途絶えていたソバ栽培も復活した。



下阿波老人クラブ総会での研修会

効果が低い追い払い



- 食べられるという学習
- 人は怖くないという学習



効果が低い
徐々に人になれてくる

効果的な追い払い



- サルに恐怖感を学習させる
- 食べられないという学習



この場所を避ける

● 地域主体の被害対策

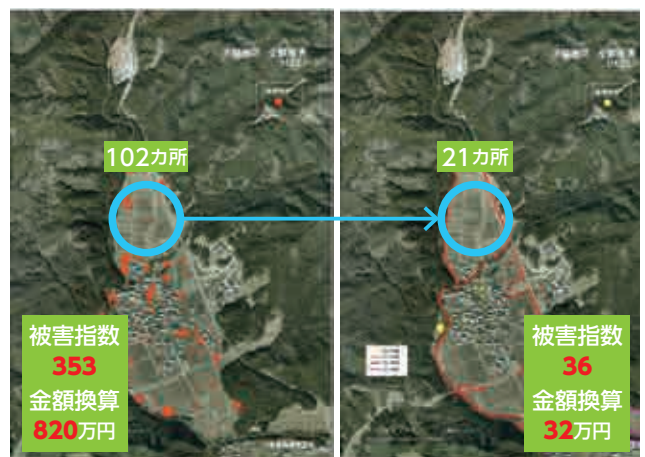
阿波地区の被害対策は、集落を中心として取り組まれてきており、集落間の情報共有や、研修会の開催、サルの情報提供など、個々の集落では難しい活動は学校区単位の住民自治協議会が事務局を担ってきた。一方、サル群の調査や捕獲計画の立案、捕獲の実践などは行政や県研究機関が担い、連携して被害対策をすすめた。

その結果、下阿波、子延だけでなく、他の5集落でも追い払いや多獣種類防護柵の設置が広がり、この地域に出没していたサル群の集落への出没率や被害が減少した。これらの活動が評価され、2013年（平成25年）度には阿波地域住民自治協議会が農林水産省主催の鳥獣被害対策優良活動表彰において農林水産大臣賞を受賞した。

下阿波地区のH20年とH23年の全獣害の比較



子延地区のH22年とH24年の全獣害の比較
(集落柵と追い払いの効果)



下阿波地区・子延地区ともに被害は10分の1以下に減少した

● 鳥獣被害対策で成果が出る地域とは

阿波地区のように、獣害を無くすという目標をきちんと設定した住民が、道具を活かし、行政や研究機関のサポートを受けながら、地域のリーダーが活動を推進（阿波地区の場合は獣害対策委員）、学区や旧村単位の組織（阿波地区の場合は自治協議会）が各集落の結節点となり、鳥獣被害対策のPDCA サイクルが持続する地域こそが成果が出る地域だといえる。

● 鳥獣害対策をどの段階で誰が担うか

獣害対策では、自助、共助、公助のバランスを取り、「誰が何をすべきか」の役割分担を明確にして「それぞれがすべきことをする」ことが重要である。自助、共助、公助のバランスは、図のように個人の段階、集落の段階、市町村の段階、都道府県の段階で整理することができる。阿波地区の取り組みはこの整理ができた結果であろう。

獣害対策・野生動物管理のランドデザイン（サルの場合）



● 参考文献

- 江口祐輔監修（2013）『最新の動物行動学に基づいた津物による農作物被害の総合対策』誠文堂新光社。
- 山端直人（2010）「集落ぐるみのサル追い払いによる農作物被害軽減効果」『農村計画学会誌』28, pp273-278, 農村計画学会誌。
- 山端直人・鈴木克哉（2013）「通電式支柱『おじろ用心棒』を用いた電気柵に対するニホンザルの行動変化」『兵庫ワイルドライフモノグラフ』5, pp81-87, 兵庫県森林動物研究センター。
- 山端直人（2011）「集落ぐるみの追い払いがサル群の行動域や出没に与える効果」『農村計画学会誌』30, pp381-386, 農村計画学会誌。

注）平成25年度 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業

写真提供：山端直人 伊賀市阿波自治協議会

企画編集委員会

江口祐輔 (農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター)

鈴木克哉 (NPO法人 里地里山問題研究所)

古谷益朗 (埼玉県 農業技術研究センター)

山口恭弘 (農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター)

山端直人 (兵庫県立大学 自然・環境科学研究所)

2018年10月1日 発行

発行 株式会社 農文協プロダクション
〒107-0052 東京都港区赤坂7-5-17 2F
電話 03-3584-0416
<http://nbkpro.jp>